

「子ども・子育て支援新制度の各種基準等の
策定の考え方について」

平成26年7月2日
呉市保健福祉審議会「児童専門部会」

1 市が定める基準について

(1) 市が定める基準について

- 子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、「子ども・子育て関連3法」に基づき、国の府省令を踏まえて定める基準は次のとおりです。

(各種基準は条例で定めることを基本としています。)

名称	内容	種別	新設 改正	根拠法
1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	新制度において創設される地域型保育事業(家庭的保育事業, 小規模保育事業, 居宅訪問型保育事業, 事業所内保育事業)の設備及び運営に関する基準を定めるもの	認可基準	新設	児童福祉法第34条の16第2項
2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	学校教育法, 児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に, 市が施設・事業者からの申請に基づき, 子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として確認するための運営基準を定めるもの	運営基準	新設	支援法第34条第3項 支援法第46条第3項
3 保育の必要性の認定に関する基準	保護者の申請を受けた市が保育の必要性を認定を行うための客観的な基準を定めるもの	認可基準	新設	支援法第20条
4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準を定めるもの	運営基準	新設	児童福祉法第34条の8の2第1項

※「支援法」=子ども・子育て支援法

※「認定こども園法」=就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

2 各種基準の制定の考え方について

(1) 国の示す基準

従うべき基準	国の基準どおりに、各市町村においても条例で規定しなければならない基準 (ただし、各市町村の実態に応じて、より厳しい基準を設定することは許容されている。)
参酌すべき基準	国が定める基準を十分参照したうえで、地域の実情に応じて、国と異なる基準を設定することも可能な基準

(2) 各種基準の制定の考え方

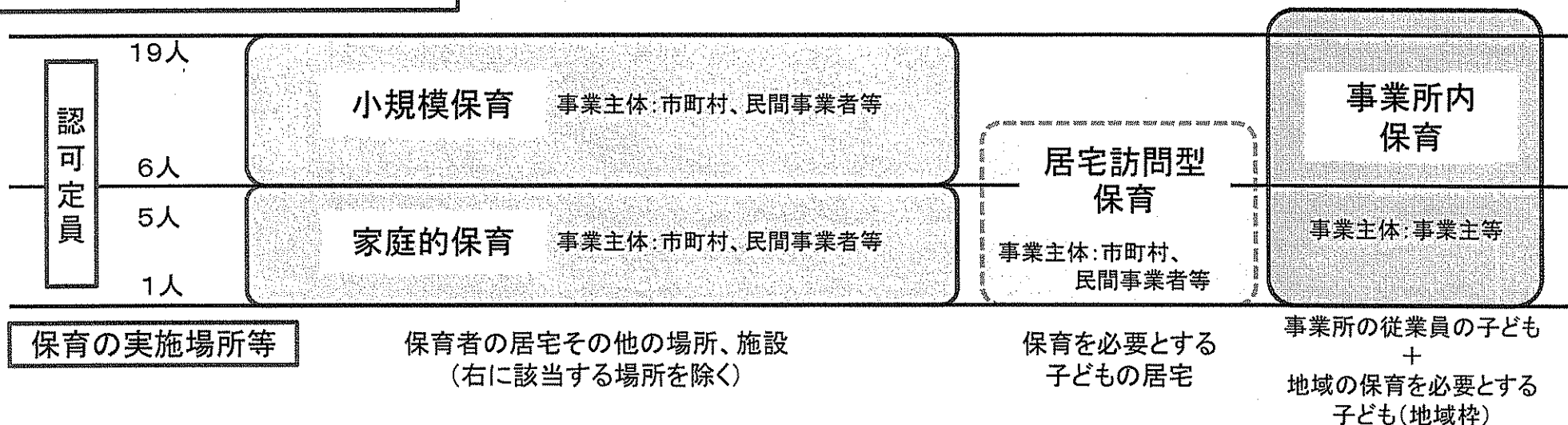
- 市が定める基準は、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」を踏まえて定めることが法律で義務づけられています。
- 本市では、国の基準と異なる基準とすべき特別な事情等がないものについては、国の基準を用いて市の基準とする。
ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、すみやかに国の基準を満たすことが難しい場合は、経過措置とする。
- なお、今後、国の基準において現行の方針の範囲内で修正が行われた場合は、本市の基準もこれに基づく修正を行うこととする。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(1) 事業概要

- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）は，保育需要の増大地域では待機児童の解消を図り，人口減少地域では地域の子育て支援機能を確保するために創設された事業です。
- 設備及び運営に関する基準は，国が定める基準を踏まえ，市が条例を定める必要があります。

地域型保育事業の位置付け



家庭的保育事業等の主な認可基準

項目	小規模保育事業			家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業
	A型	B型	C型		保育所型	小規模型	
保育従事者	保育士	保育士(定数の1/2以上) 保育従事者	家庭的保育者 家庭的保育補助者		保育士	保育士(定数の1/2以上) 保育従事者	家庭的保育者 ※市が行う研修修了者
	※保健師又は看護師1人のみカウント可		※上記いずれも市が行う研修修了者		※保健師, 看護師1人のみ定数カウント可		
保育従事者の定数	0歳児 3:1 1, 2歳児 6:1 +1名		乳幼児 3:1 ※家庭的補助者を置く場合 乳幼児 5:2		0歳児 3:1 1, 2歳児 6:1	0歳児 3:1 1, 2歳児 6:1 +1名	乳幼児 1:1
利用定員	6人~19人			5人以下	20人以上(地域枠あり)	19人以下(地域枠あり)	
面積基準	保育室等	乳児室 3.3㎡/人	乳児室, ほふく室, 保育室とも 3.3㎡/人	専用居室9.9㎡以上, 3人を超える場合, 1人あたり3.3㎡を加える	乳児室 1.65㎡/人	乳児室 3.3㎡/人	【対象児童】 障害, 疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難と認められる乳幼児
		ほふく室 3.3㎡/人			ほふく室 3.3㎡/人	ほふく室 3.3㎡/人	
保育室 1.98㎡/人	保育室 1.98㎡/人	保育室 1.98㎡/人					
	屋外遊戯場	満2歳以上の幼児 3.3㎡/人(付近の代替地可)					
給食	方法	自園調理(調理業務の外部委託, 連携施設等からの外部搬入可)					
	職員	調理員(外部委託, 外部搬入する場合は不要), 家庭的保育事業で乳幼児が3人以下の場合は家庭的保育補助者で対応可					
耐火基準等	保育室を2階以上に設ける場合は, 耐火又は準耐火建築物			火災報知器 消化器等の設置	小規模保育事業と同様		
	消火器具, 非常警報器具, 転落事故防止設備の設置						
保育時間	1日8時間を原則とし, 保護者の労働時間, 家庭の状況などを考慮する						
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供, 保護者と密接な連携を取り, 理解及び協力を得る。						
共通事項	連携施設の設定, 囁託医の配置(居宅訪問型保育事業は除く), 健康診断の実施, 避難訓練の実施, 重要事項に関する規定の整備, 秘密保持, 苦情対応など						
							【保育時間, 保育内容】 他の事業と同様の基準

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

○利用定員に関する基準

(※) 従…従うべき基準 参…参酌すべき基準

家庭的保育事業者等の一般原則	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ●家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ●家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 ●家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ●家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く) ●家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く) 	—	国の基準どおり	<p>本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。</p>

○家庭的保育事業等の共通事項

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
連携施設	<ul style="list-style-type: none"> ・連携施設の設定が必要（経過措置あり） ※居宅訪問型保育事業は除く [連携の内容] <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容の支援 集団保育の体験，相談・助言 ・代替保育・卒園後の受皿 	従	国の基準どおり	本市の実情において，国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため，国の基準どおりとする。
一般的要件及び 資質，職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は健全な心身，豊かな人間性と倫理観を備え，必要な知識及び技能の修得向上に努める。 ・他の社会福祉施設をあわせて設置するときは保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。 ・嘱託医及び調理員を置かなければならない。 (居宅訪問型保育事業は除く) 	従	〃	〃
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> ・軽便消火器等の消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，避難及び消火に対する訓練は，少なくとも毎月一回実施すること。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	〃	〃
利用者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍，信条，社会的身分，費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 ・心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ・虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止 	従	〃	〃
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児の使用する設備，食器等又は飲用水について，衛生的な管理に努め，衛生上必要な措置を講じなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	〃	〃

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。 ・ 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 ・ 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理するものは、綿密な注意を払うこと。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	〃	〃
重要事項の関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営方針、提供する保育の内容、職員の職種員数及び職務の内容、保育の提供を行う日、乳児、幼児の区分ごとの利用定員、利用の開始・終了に関する事、緊急時の災害対策・虐待防止・その他運営に関する事。 	参	〃	〃
帳簿・秘密保持・苦情	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備 ・ 正当な理由なく、知りえた秘密を漏らしてはならない。 ・ 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。 	従・参	〃	〃

【家庭的保育事業】

項目		国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ・家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者 	従	国の基準どおり	本市の実情において，国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため，国の基準どおりとする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には，5人につき2人) 	従	〃	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を行う専用の部屋 ※部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は，乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) ・便所を備える 	参	〃	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上 			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 	従	〃	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合，連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は，家庭的保育補助者で対応可。 			
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知機・消火器の設置 ・消火訓練・避難訓練の定期実施 	参	〃	〃
保育時間		<ul style="list-style-type: none"> ・1日8時間を原則とし，保護者の労働時間，家庭の状況などを考慮する。 	参	〃	〃

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。

【小規模保育事業】 ①小規模保育事業A型

項目		国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童—おおむね20人につき1人，満4歳以上の児童—おおむね30人につき1人の職員数とする。 	従	〃	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具，便所を備える。 	参	〃	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上 			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 	従	〃	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合，連携施設等から搬入する場合は不要。 			

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 <ul style="list-style-type: none"> ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など 	参	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参	〃	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 	従	〃	〃

【小規模保育事業】 ②小規模保育事業B型

項目		国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童—おおむね20人につき1人，満4歳以上の児童—おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	〃	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具，便所を備える。	参	〃	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	〃	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合，連携施設等から搬入する場合は不要。			

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 <ul style="list-style-type: none"> ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など 	参	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参	〃	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 	従	〃	〃

【小規模保育事業】 ③小規模保育事業C型

項目		国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ・家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者 	従	国の基準どおり	本市の実情において，国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため，国の基準どおりとする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には，5人につき2人) 	従	〃	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 ・保育に必要な用具，便所を備える。 	参	〃	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上 			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 	参	〃	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合，連携施設等から搬入する場合は不要。 			

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など 	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参	〃	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 	従	〃	〃

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
事業の内容	・障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 など	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
保育従事者	・家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	従	〃	〃
職員数	・乳幼児 1人につき1人	従	〃	〃
居宅訪問型保育連携施設	・障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	〃	〃
保育時間	・1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃	〃
保育の内容	・保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	〃	〃

【事業所内保育事業】 ①保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

項目		国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童—おおむね20人につき1人，満4歳以上の児童—おおむね30人につき1人の職員数とする。 	従	〃	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上，ほふく室は3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具，便所を備える。 	参	〃	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上 			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 	従	〃	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合，連携施設等から搬入する場合は不要。 			

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 <ul style="list-style-type: none"> ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など 	参	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
連携施設に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設を確保しないことができる。 	従	〃	〃

【事業所内保育事業】 ②保育所型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

項目		国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士の割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
職員数		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児 おおむね3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童—おおむね20人につき1人，満4歳以上の児童—おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	〃	〃
設備・面積	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 ・満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ・保育に必要な用具，便所を備える。	参	〃	〃
	屋外遊戯場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき，3.3㎡以上			
給食	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	〃	〃
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備 			
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員 ※調理業務の全部を委託する場合，連携施設等から搬入する場合は不要。			

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
耐火基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加的事項 ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備 など 	参	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。 	参	〃	〃
保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。 	従	〃	〃

【事業所内保育事業】 ③事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れについて

- ・事業所内保育事業を行う者は、下表の定員区分に応じて、それぞれその他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける。

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	※	呉市基準 (案)	基準に対する呉市の考え方
1～10人	1～5人	1人	参	国の基準どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
	6人・7人	2人			
	8～10人	3人			
11～20人	11～15人	4人			
	16～20人	5人			
21～30人	21～25人	6人			
	26～30人	7人			
31～40人		10人			
41～50人		12人			
51～60人		15人			
61～70人		20人			
71人以上		20人			

施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容または専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

1 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

2 確認制度における運営に関する基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、①学校教育法、児童福祉法等に等に基づく認可基準等を満たすこと、②子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められます。（法第34条第2項、法第46条第2項）

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定にあたって

特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準の制定にあたっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。（法第34条第3項、法第46条第3項）

従うべき基準	<p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適応しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用定員」 ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持」 ・「小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」
参酌すべき基準	<p>地方自治体が十分参酌（比べあわせて、よい方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それ以外の事項

4 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準の制定に係る呉市の考え方

本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。

5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準とその考え方

○利用定員に関する基準 (※) 従…従うべき基準 参…参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとする。</p> <p>【特定教育・保育施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園は、利用定員の数を20人以上とし、1号、2号、3号認定子どもの区分を定める。 ●保育所は、利用定員の数を20人以上とし、2号、3号認定子どもの区分を定める。 ●幼稚園は、1号認定子どもの区分を定める。 <p>【特定地域型保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ●小規模保育事業A型、B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ●居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。 ●事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子どもとその他の子ども・3号認定子どもの区分に応じた利用定員を定める。3号認定子どもの区分については、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分する。 	従	国の基準案どおり	<p>本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。</p>
定員の遵守	<p>やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受け入れを行ってはならない。</p> <p>年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	参	国の基準案どおり	〃

○運営に関する基準

(1) 利用開始に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
内容・手続きの説明, 同意, 契約	<p>教育・保育の提供開始にあたって, 保護者に対して事前説明を行った上で, 同意を得ることを求めることとする。</p> <p>(事前説明を要する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・苦情処理体制 ・事故発生時の対応 	従	国の基準どおり	本市の実情において, 国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため, 国の基準どおりとする。
	<p>事前説明の方法は, パンフレット, 説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とする。</p> <p>その際, 保護者の申し出に対応して, 文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。</p>	参	国の基準どおり	〃
応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止)	<p>施設・事業者は, 利用の申込みを受けたときは, 正当な理由がなければ, これを拒んではならない。</p> <p>「正当な」理由は, ①定員に空きがない場合, ②定員を上回る利用の申込みがあった場合 (選考が必要), ③その他特別な事情がある場合などを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は, 市町村の行う斡旋及び要請に対し, できる限り協力しなければならない。 	従	国の基準どおり	〃
定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>定員を上回る利用の申込みがあった場合, 国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが, 選考方法については明示を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育標準時間認定 (1号) を受けた子どもの場合, 「抽選」, 「先着順」, 「建学の精神等設置者の理念」などに基づく選考を行う。 ・保育認定 (2号, 3号) を受けた子どもの場合は, 市が利用調整を行う。 	従	国の基準どおり	〃
	<p>支給認定子どもに対し, 自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は, 適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	参		

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<p>保護者の受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始にあたって、支給認定証の確認（利用期間等）を行うこととする。</p> <p>支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助をすることとする。</p>	参	国の基準どおり	〃

(2) 教育・保育の提供に伴う基準

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園要領、地域型保育事業は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において円滑な接続に資するよう、情報提供等、連携に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもの心身の状況の把握に努め、その子ども又は保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。</p> <p>運営にあたり、地域住民やその活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めなければならない。</p>	従	国の基準どおり	〃
子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参	国の基準どおり	〃

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)	<p>①利用児童の平等な取扱い 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより、差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>②虐待等の禁止 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>③懲戒に係る権限の濫用防止 懲戒に関し、入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。</p>	従	国の基準どおり	〃
連携施設との連携(地域型保育事業のみ)	<p>地域型保育事業を行う事業者に対し、「保育内容に関する支援」・「卒園後の受け皿」の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めることとする。</p> <p>居宅訪問型保育事業は、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保が必要。</p> <p>利用定員が20名以上の事業所内保育事業は、保育内容に関する支援等については連携協力を求めない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもが卒園後に、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、連携に努めなければならない。</p>	従 参	国の基準どおり	〃
利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)	<p>施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領することを求め、その上で、それ以上に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者において、あらかじめ額や理由を明示することを求め、保護者に対して説明、文書による同意を得なくてはならない(第4項の規定による支払いは除く)。</p> <p>施設・事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、その額を保護者に通知しなければならない。</p>	従	国の基準どおり	〃

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)	給付(委託費)を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知することを求めることとする。	参	国の基準どおり	〃
特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)	<p>特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育・特定利用地域型保育(※)を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容は、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。</p> <p>※「特別利用保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る)から受ける保育をいう。</p> <p>※「特別利用教育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る)から受ける教育をいう。</p> <p>※「特別利用地域型保育」：教育標準時間認定(1号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p> <p>※「特定利用地域型保育」：満3歳以上保育認定(2号)子どもが、特定地域型保育事業者から受ける特定地域型保育をいう。</p>	従	国の基準どおり	〃

(3) 管理・運営等に関する基準

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
<p>施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、提示</p>	<p>運営規程において定めるべき重要事項を定めた運営規程の策定、掲示を求めることとする。 (運営規程) 1 施設・事業の目的及び運営の方針 2 提供する教育・保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) 5 利用料等に関する事項(実費徴収、上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) 6 利用定員(確認制度上の定員設定) 7 施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待防止のための措置に関する事項 11 その他施設・事業の運営に関する重要事項</p> <p>施設・事業者は利用申込者の選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等)を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	参	国の基準どおり	〃
<p>秘密保持、個人情報保護</p>	<p>施設・事業の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者が必要な措置を講じなければならない。</p> <p>地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要となる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておかなければならない。</p>	従	国の基準どおり	〃
<p>事故防止及び事故発生時の対応</p>	<p>事故の発生(再発)防止のため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針作成や分析、改善策の周知体制の整備、研修の実施等の措置を講じなければならない。</p> <p>事故発生時の保護者(家族)や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うことを求めることを基本とする。</p>	従	国の基準どおり	〃

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求めることとする。 保護者、特定教育・保育施設の関係者又は外部の評価を受け、その結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり	〃
苦情処理	苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講ずることとする。 苦情に関して確認主体である市町村が行う指導監査等に対し、必要な協力、改善、報告等を行う旨を求めることとする。	参	国の基準どおり	〃
会計処理	他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国の基準どおり	〃
記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録	参	国の基準どおり	〃
管理・運営に関するその他の事項	①勤務体制の確保 適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めることとする。 ②誇大広告の禁止 その施設・事業について、広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 ③利益供与等の禁止 施設・事業者は、利用者支援事業者等、その他施設・事業者等に施設・事業を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与または収受してはならない。	参	国の基準どおり	〃

6 施行期日

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容または専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

保育の必要性の認定に関する基準について

1 基準制定の背景

現行制度においては、児童福祉法第24条の規定に基づき、保育の実施基準について条例で定めているところであるが、整備法により改正された児童福祉法ではこの規定が削除され、子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることから、改めて保育の必要性の認定基準を定めるものである。

なお、保育の必要性の事由については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）に規定されたため、条例で定める必要はないが、同施行規則第1号の就労時間の規定を市町村で定める必要がある。

2 国の示す基準に対する呉市の基準案

項目	国の示す基準の内容		※	呉市基準案	基準に対する呉市の考え方
保育の必要性の事由	① 就労 ② 妊娠中又は出産後 ③ 保護者の疾病又は障害 ④ 同居又は長期入院中の親族の介護又は看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動中 ⑦ 就学 ⑧ 虐待又はDVのおそれがあるとき ⑨ 育児休業中で、当該児童以外の入所児童が引き続き入所の必要があるとき ⑩ その他上記に類すると認められるとき		従	国の基準どおり	国の基準どおり
保育の必要量	保育標準時間	保護者のいずれもがフルタイムの就労又はそれに近い事由に該当するとき 保育時間を1日11時間までとする	従	国の基準どおり	〃
	保育短時間	保護者のいずれも又はいずれかがパートタイム就労又はそれに近い事由に該当するとき 保育時間を1日8時間までとする	従	国の基準どおり	〃
	就労以外に、保育標準時間・保育短時間の区分を設ける事由は、「親族の介護・看護」等のとき		従	国の基準どおり	〃
	事由が「妊娠又は出産後」「災害復旧」「虐待又はDVのおそれ」は保育標準時間とする。		従	国の基準どおり	〃
	事由が就労の場合の就労時間の下限 ・施行規則において「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める」としている。		従	呉市においては48時間とする。	〃

保育の必要性の認定について②

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 児童福祉法の改正について

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の明確化（小学校に就学している児童）の規定等が盛り込まれました。

2 現状の放課後児童健全育成事業の運営基準について

平成19年10月19日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営しています。

※ 児童福祉法上の事業名は「放課後児童健全育成事業」、放課後児童クラブガイドラインにおいては「放課後児童クラブ」、本市条例では「呉市放課後児童会」という名称を用いています。

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、市が条例を制定します。（児童福祉法第34条の8の2第1項）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定にあたっては、国が内閣府令で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。（児童福祉法第34条の8の2第2項）

従うべき基準	<p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適応しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「従事する者」 ・「員数」
参酌すべき基準	<p>地方自治体が十分参酌（比べあわせて、よい方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それ以外の事項

4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定に係る呉市の考え方

放課後児童健全育成事業の基準の制定にあたっては、市内の放課後児童会の実情から国と異なる内容を定める特別な事情や特性がないものについては、国の示す基準どおりとします。

専用区画の面積や児童の集団の規模については、本市の現状を考慮し経過措置を設けます。

5 呉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）とその考え方

(※) 従…従うべき基準 参…参酌すべき基準

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
従事する者 (職員)	<ul style="list-style-type: none"> 資格 ●児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）であり、都道府県の研修を受講した者。 ●現に従事している無資格者に経過措置を設ける。 	従	国の基準案どおり	本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。
指導員数	<ul style="list-style-type: none"> 指導員数 ●1クラスにつき職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 ●小規模クラブの職員の員数については、2人以上を原則とするが、併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。 	従	国の基準案どおり	〃
児童の集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> 児童の集団の規模 ●1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。 ●おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。 	参	国の基準どおり	<p>本市の実情において、国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準どおりとする。</p> <p>ただし、現在40人を超える放課後児童会があることから経過措置を設ける。</p>

項目	国の示す基準の内容	※	呉市基準(案)	基準に対する呉市の考え方
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備 ●専用室，専用スペースを設ける。 ●専用室，専用スペースの面積は，児童1人当たりおおむね1.65㎡/人以上とする。 ●静養スペースを設ける。 	参	国の基準どおり	<p>本市の実情において，国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため，国の基準どおりとする。</p> <p>ただし，現在1.65㎡未満の放課後児童会があることから，経過措置を設ける。</p>
開所日数	<ul style="list-style-type: none"> 開所日数 ●年間250日以上を原則とする。 	参	国の基準どおり	<p>本市の実情において，国基準を上回る内容または異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため，国の基準どおりとする。</p>
開所時間	<ul style="list-style-type: none"> 開所日数 ●平日3時間以上，休日8時間以上を原則とする。 	参	国の基準どおり	〃
その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> 「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の総則に規定されている事項を踏まえる。 「非常災害対策」 「虐待等の禁止」 「秘密の保持に関すること」 「保護者，小学校等との連携等」 「事故発生時の対応」 等 	参	国の基準どおり	〃

6 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが，機動的な対応が必要な内容または専門技術的な内容に係る項目については，規則などに委任されることがあります。